

# なのはな病児病後児保育室のしおり

社会福祉法人 尚和会

## 利用のご案内

・年齢：生後 6 カ月～小学校 6 年生までの児童

・利用時間：8 時～18 時（月～金）

※土日祝日・夏季休暇・年末年始（12/29～1/3）は休室」です。

・定員：6 名

## 利用の流れ



- ① 医師連絡票をアップロードされた方からの優先受付となります。
- ② 当日 8:00 以降の予約は、Web 予約とあわせて電話連絡をしてください。
- ③ 1 枚の医師連絡票で連続 5 日間の予約が可能です。



## 必要書類はこちら！

- ・医師連絡票
- ・なのはな病児病後児保育室利用票兼与薬願書
- ・大阪市病児病後児保育事業利用申請書（4 枚つづり）
- ・なのはな病児病後児保育室利用に関する同意書（登録時のみ）

## 給食について

- ・離乳食は 9:00、幼児食は 9:30 までに予約確定ができない場合は、給食の申し込みはできませんので持参でお願いします。
- ・アレルギーは、卵・乳・乳製品・小麦・そば・ナッツ類のみ対応します。
- ・離乳食は「離乳食食材表」を確認頂き、提供期までの食材すべてをご家庭にて食された場合のみ提供可能です。

## キャンセルについて

- ・当日 7:30 までに手続きを行ってください
- ・当日 8 時以降のキャンセルは、実費として 550 円かかります。  
(給食を申し込まれている場合のみ)

## 薬について

- ・薬剤情報提供書や薬手帳のコピーを持参して下さい
- ・利用時に受診した際の症状で処方された薬で当日分のみ
- ・薬に記名して提出してください
- ・以前処方された薬（鎮痛解熱薬、吐気止めなどの頓服含む）はお預りできません
- ・抗アレルギー薬、抗痙攣薬など緊急薬に関しては、お預り可能です
- ・服用する際に必要な服用ゼリー、スポット等はご持参下さい

## 持ち物について

- 薬（必要な方のみ）
- 着替え（肌着・洋服上下）2 組
- パンツ 2～3 枚  
(紙パンツは施設のものを利用します ¥300)
- 昼寝用ブランケット 2 枚
- 飲み物  
(水を提供しています。水以外を希望される方のみ)
- 弁当、おやつ（給食利用されない方）  
グミ、飴、ガムは誤嚥につながるためお控え下さい
- 乳児  
食事用エプロン 2 枚、哺乳瓶、ミルク（購入も可能）
- 小学生  
本や宿題など、1 日過ごせるもの（ゲーム機は不可）

# なのはな病児病後児保育室からのおねがい

## こんな時はお預かりできません

### 【感染力の強い疾患に罹患している】

- ・水痘
- ・流行性角結膜炎
- ・麻疹
- ・新型コロナ感染症
- ・風疹
- ・腸管出血大腸菌感染症
- ・結核 (O-157 等)
- ・アタマジラミ
- ・急性出血性結膜炎
- ・侵襲性髄膜炎菌感染症

呼吸困難や  
喘息がある

嘔気、口内炎、腹痛、倦  
怠感などで食事や  
水分が全く摂れない

発熱時、コロナ、  
インフルエンザの  
検査を受けていない

38.5℃以上の発熱、  
解熱剤使用後 6 時間以  
内である場合

下痢や嘔吐の  
頻回な状態が  
続いている

インフルエンザに  
対する抗ウイルス薬を  
投与していない  
(インフルエンザ A 型と  
B 型は同室でのお預か  
りになります)

## 利用料

区分	利用料
① 生活保護世帯	¥0
② 市民税非課税世帯	¥0
③ 所得税非課税世帯(ひとり親)	¥600
④ 所得税非課税世帯	¥1,200
⑤ 所得税課税世帯(ひとり親)	¥1,200
⑥ 所得税課税世帯	¥2,500

※①～⑤については、ご利用の際に必要書類を確認  
できない場合、通常料金と致します。

必要書類については大阪市 HP「病児・病後児保育  
事業利用料の減免について」をご確認ください。

## その他料金

その他	利用料
延長料(17:00～)	¥200/30 分毎
給食・おやつ	¥550
粉ミルク(雪印ピュア)	¥100/1 スティック (100ml)
紙オムツ・おしりふき	¥300
手口拭き・ペーパータオル	¥100

支払いは現金か PAYPAY 選べます  
おつりの出ないようご協力をお願い致します。



## 臨時休室について(災害発生の場合臨時休室・避難場所は中野小学校となります)

園からの連絡は HP でお知らせします。  
電話が繋がらない可能性もありますので、  
各自で確認をしてください。

<https://nanohanahoiku.or.jp>

JR環状線及び Osaka Metro のど  
ちらもが全面運休している場合は臨  
時休園とします。

「暴風警報」、「特別警報」、地震に係る  
「警戒宣言」、大阪市から河川氾濫  
「警戒レベル 3」(都島区)が発令されている  
ときは臨時休室とします。